

七飯町いじめ防止基本方針（案）新旧対照表

改正前	改正後
<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。</p> <p>このため、いじめへの対応は、学校における最重要課題であるにとらえ、全ての学校が全力で問題の克服に取り組まなければなりません。</p> <p>また、児童生徒を取り囲む地域社会の大人一人ひとりが、「いじめは決して許されない」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向い合わなければなりません。</p> <p>七飯町では、児童生徒の尊厳が尊重される学校づくりを推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第12条の規定に基づき、七飯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、七飯町立小・中学校、地域社会、家庭その他の関係者が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、七飯町いじめ防止基本方針（以下「七飯町基本方針」という。）を定めるものです。</p> <p>目 次 （省略）</p>	<p>はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。</p> <p>このため、いじめへの対応は、学校における最重要課題であるにとらえ、全ての学校が全力で問題の克服に取り組まなければなりません。</p> <p>また、児童生徒を取り囲む地域社会の大人一人ひとりが、「いじめは決して許されない」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向い合わなければなりません。</p> <p>七飯町では、児童生徒の尊厳が尊重される学校づくりを推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第12条の規定に基づき、七飯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、<u>七飯町立学校</u>、地域社会、家庭その他の関係者が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、七飯町いじめ防止基本方針（以下「七飯町基本方針」という。）を定めるものです。</p> <p>目 次 （省略）</p>

改正前	改正後
<p>第1章 いじめの防止等のための基本的な事項</p> <p>1 いじめの定義 (省略)</p> <p>2 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる社会全体の課題であるとの共通認識のもと、児童生徒一人ひとりが健やかに成長し、安全安心な社会をつくりあげていく視点で取り組むことが重要です。</p> <p>特に、学校は児童生徒の安全が確保され、安心して通える場であることが大切です。このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為である」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度の醸成や、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにします。</p> <p>また、地域とのかかわりを積極的に行うため、コミュニティ・スクールの活用など、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子育てを行う意識を高めます。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>第1章 いじめの防止等のための基本的な事項</p> <p>1 いじめの定義 (省略)</p> <p>2 いじめの防止等に関する基本的な考え方</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる社会全体の課題であるとの共通認識のもと、児童生徒一人ひとりが健やかに成長し、<u>多様性を認め互いに支えあうことができる</u>、安全安心な社会をつくりあげていく視点で取り組むことが重要です。</p> <p>特に、学校は児童生徒の安全が確保され、安心して通える場であることが大切です。このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為である」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度の醸成や、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにします。</p> <p>また、地域とのかかわりを積極的に行うため、コミュニティ・スクールの活用など、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子育てを行う意識を高めます。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>
<p>第2章 いじめ防止等のための七飯町の対応</p> <p>1 いじめ防止等のための七飯町における組織等の設置 (省略)</p>	<p>第2章 いじめ防止等のための七飯町の対応</p> <p>1 いじめ防止等のための七飯町における組織等の設置 (省略)</p>

改正前	改正後
<p>2 いじめの防止のために七飯町が実施する施策</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図ります。そのために、教育活動全体を通じての道徳教育と人権教育の充実を図ります。</p> <p>イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援します。</p> <p>ウ 7月をいじめ根絶月間と位置づけ、町民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行います。また、1年を通し、様々な機会を通じて啓発に努めます。</p> <p>エ ネット上のいじめに関係する問題については、保護者や学校の知らないところ、見えないところで起こるため、北海道をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努めます。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えます。</p> <p>イ いじめに関する相談や通報を受け付けるため、電話相談窓口となる「七飯町いじめ相談電話」の周知を行います。また、多様な相談窓口情報も周知し、関係機関等との連携を図ります。</p> <p>ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校や教育委員会に連絡するよう、日頃から地域住民との協力関係を築きます。</p>	<p>2 いじめの防止のために七飯町が実施する施策</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図ります。そのために、教育活動全体を通じての道徳教育と人権教育の充実を図ります。</p> <p>イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援します。</p> <p>ウ 7月をいじめ根絶月間と位置づけ、町民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行います。また、1年を通し、様々な機会を通じて啓発に努めます。</p> <p>エ <u>インターネット上のいじめに関係する問題については、保護者や学校の知らないところ、見えないところで起こるため、北海道をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努めます。</u></p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えます。</p> <p>イ <u>いじめに関する相談や通報については、国や北海道が設置している相談窓口情報を周知し、関係機関等との連携を図ります。</u></p> <p>ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校や教育委員会に連絡するよう、日頃から地域住民との協力関係を築きます。</p>

改正前	改正後
<p>(3) いじめへの対処</p> <p>ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示します。また、当該報告事案について疑義があるときは自ら必要な調査を行います。</p> <p>イ 七飯町いじめ相談電話や関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講じます。</p> <p>ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講じます。</p> <p>エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害児童生徒等に配慮しつつ、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行うなど連携して対応します。</p> <p>(4) 関係機関との連携</p> <p>ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応ができるよう地域の関係団体等に協力要請を行います。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行います。</p> <p>イ 警察や医療機関、地方法務局、保護司会、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図ります。</p> <p>ウ 教育委員会、学校、地域との連携が定期的かつ円滑に図られるよう、コミュニティ・スクールの取り組みを支援します。</p>	<p>(3) いじめへの対処</p> <p>ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示します。また、当該報告事案について疑義があるときは自ら必要な調査を行います。</p> <p>イ <u>関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講じます。</u></p> <p>ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講じます。</p> <p>エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害児童生徒等に配慮しつつ、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行うなど連携して対応します。</p> <p>(4) 関係機関との連携</p> <p>ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応ができるよう地域の関係団体等に協力要請を行います。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行います。</p> <p>イ 警察や医療機関、地方法務局、保護司会、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図ります。</p> <p>ウ 教育委員会、学校、地域との連携が定期的かつ円滑に図られるよう、コミュニティ・スクールの取り組みを支援します。</p> <p><u>エ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取り扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備します。</u></p>

改正前	改正後
<p>(5) 教職員の資質向上・研修の充実</p> <p>ア いじめは人権侵害です。このため、教職員はいじめの未然防止に努めるとともに、自らが人権を意識し、いじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるよう、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行います。</p> <p>イ ネット上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図ります。</p> <p>第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策</p> <p>前文 (省略)</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定 (省略)</p> <p>2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織</p> <p>学校は、法第22条に規定するいじめの防止等の対策に関する措置を実効的に行うための「学校いじめ対策組織」(以下「対策組織」という。)を設置します。対策組織は、学校の管理職や生徒指導主事等複数の教職員等によって構成することを基本とします。なお、新たに組織をつくるのではなく生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部」等の組織を活用することもあります。</p>	<p>(5) 教職員の資質向上・研修の充実</p> <p>ア いじめは人権侵害です。このため、教職員はいじめの未然防止に努めるとともに、自らが人権を意識し、いじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるよう、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行います。</p> <p>イ <u>インターネット</u>上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図ります。</p> <p>第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策</p> <p>前文 (省略)</p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定 (省略)</p> <p>2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織</p> <p>学校は、法第22条に規定するいじめの防止等の対策に関する措置を実効的に行うための「学校いじめ対策組織」(以下「対策組織」という。)を設置します。対策組織は、学校の管理職や生徒指導主事等複数の教職員等によって構成することを基本とします。なお、新たに組織をつくるのではなく生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部」等の組織を活用することもあります。<u>これらの組織については、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止等に努めます。</u></p>

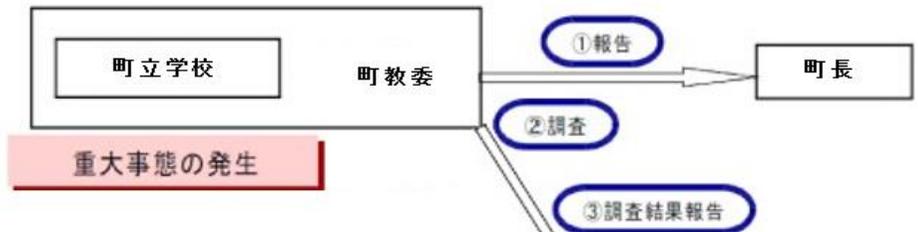
改正前	改正後
<p>3 学校におけるいじめ防止等に関する措置</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>教育相談体制の強化と面談等を定期的実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組みます。</p> <p>また、児童会・生徒会等において校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、毎朝必ず教室でいじめ防止のメッセージを読み上げる活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進します。</p> <p>さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施します。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>3 学校におけるいじめ防止等に関する措置</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>教育相談体制の強化と面談等を定期的実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組みます。</p> <p>また、児童会・生徒会等において校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、毎朝必ず教室でいじめ防止のメッセージを読み上げる活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進します。</p> <p>さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施します。</p> <p><u>また、学校は情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p><u>(5) 児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成</u> <u>学校の教育活動全体を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、児童生徒が望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。</u></p> <p><u>(6) 「生命（いのち）の安全教育」の推進</u> <u>学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）」の安全教育を推進する取組を充実します。</u></p>

改正前

改正後

ち)の安全教育」を推進します。

- 町立学校における対処
○ 重大事態の発生と調査



- 町長による再調査



第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 (省略)

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 (省略)